

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
発行 宇 治 市  
政 策 経 営 部  
行 政 経 営 課  
電話 22-3141 番  
印刷 宇治市横島町吹前123-4  
（南山城複写センター）

## 目 次

### 規 則

- 規則第17号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を改正する規則……………（保育支援課）…2
- 規則第18号 宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（介護保険課）…6
- 規則第19号 宇治市善法・河原児童センター規則の一部を改正する規則……………（善法青少年センター）…6

### 告 示

- 告示第58号 宇治市有料公園及び有料公園施設の使用料の徴収事務の委託……………（公園緑地課）…8
- 告示第59号 宇治市総合野外活動センターの使用料の徴収事務の委託……………（生涯学習課）…8
- 告示第60号 宇治市文化会館の使用料の徴収事務の委託……………（文化自治振興課）…9
- 告示第61号 宇治市巨椋ふれあい運動ひろばの使用料の徴収事務の委託……………（生涯学習課）…9
- 告示第62号 宇治市国民健康保険被保険者証の無効……………（国民健康保険課）…9
- 告示第63号 分任出納員に対する事務委任……………（会計室）…9

### 教 育 委 員 会

- 規則第1号 宇治市善法・河原教育集会所規則の一部を改正する規則……………9
- 告示第12号 公印の新調及び廃止……………9

### 正 誤

- 2016年（平成28年）1月22日付け宇治市公報第2086号……………9
- 2016年（平成28年）4月8日付け宇治市公報第2097号……………10

## 規 則

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

## 宇治市規則第17号

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を改正する規則

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則（平成27年宇治市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第4号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

別表第1中「」を「」に、

|            |     |
|------------|-----|
| 1, 0 0 0 円 | 0 円 |
|------------|-----|

「」を「」に改める。

|            |            |
|------------|------------|
| 4, 0 0 0 円 | 2, 5 0 0 円 |
| 8, 0 0 0 円 | 8, 0 0 0 円 |
| 6, 5 0 0 円 | 2, 5 0 0 円 |

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

| 支給認定子どもに係る支給認定保護者の属する世帯の<br>階層区分 |                                                                                           | 保育料   |                                                       |                                                              |         |            |                  |         |            |                  |         |            |                  |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|---------|------------|------------------|---------|------------|------------------|---------|------------|------------------|
|                                  |                                                                                           | 3歳未満児 |                                                       |                                                              |         | 3歳児        |                  |         |            | 4歳以上児            |         |            |                  |
|                                  |                                                                                           | 基準額   | 2人目<br>適用額                                            | 3人目<br>以降適<br>用額                                             | 基準額     | 2人目<br>適用額 | 3人目<br>以降適<br>用額 | 基準額     | 2人目<br>適用額 | 3人目<br>以降適<br>用額 | 基準額     | 2人目<br>適用額 | 3人目<br>以降適<br>用額 |
| A<br>階<br>層                      | 生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等<br>の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留<br>法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律<br>による支援給付受給世帯 | 0円    | 0円                                                    | 0円                                                           | 0円      | 0円         | 0円               | 0円      | 0円         | 0円               | 0円      | 0円         | 0円               |
| B<br>階<br>層                      | 市町村民税が<br>非課税となる<br>世帯（A階層<br>に属する世帯<br>を除く。）                                             | B     |                                                       | 一人親世帯等                                                       |         |            |                  |         |            |                  |         |            |                  |
|                                  |                                                                                           |       |                                                       | その他                                                          | 5,900円  | 0円         | 0円               | 4,100円  | 0円         | 0円               | 4,100円  | 0円         | 0円               |
| C<br>階<br>層                      | 市町村民税が<br>課税される世<br>帯（A階層に<br>属する世帯を<br>除く。）                                              | C1    | 市町村民税の<br>所得割の課税<br>額が48,600円未満で<br>ある世帯              | 一人親世<br>帯等                                                   | 6,750円  | 0円         | 0円               | 5,500円  | 0円         | 0円               | 5,500円  | 0円         | 0円               |
|                                  |                                                                                           |       |                                                       | その他                                                          | 13,500円 | 6,750円     | 0円               | 11,000円 | 5,500円     | 0円               | 11,000円 | 5,500円     | 0円               |
|                                  |                                                                                           | C2    | 市町村民税の<br>所得割の課税<br>額が48,600円以上9<br>7,000円未満である世<br>帯 | 市町村民<br>税の所得<br>割の課税<br>額が77<br>,101<br>円未満で<br>ある一人<br>親世帯等 | 6,750円  | 0円         | 0円               | 5,500円  | 0円         | 0円               | 5,500円  | 0円         | 0円               |

|    | その他                                     | 22,600円 | 11,300円 | 0円 | 18,000円 | 9,000円  | 0円 | 18,000円 | 9,000円  | 0円 |
|----|-----------------------------------------|---------|---------|----|---------|---------|----|---------|---------|----|
| C3 | 市町村民税の所得割の課税額が97,000円以上169,000円未満である世帯  | 36,600円 | 18,300円 | 0円 | 25,400円 | 12,700円 | 0円 | 23,200円 | 11,600円 | 0円 |
| C4 | 市町村民税の所得割の課税額が169,000円以上301,000円未満である世帯 | 51,500円 | 25,750円 | 0円 | 29,000円 | 14,500円 | 0円 | 26,000円 | 13,000円 | 0円 |
| C5 | 市町村民税の所得割の課税額が301,000円以上397,000円未満である世帯 | 62,100円 | 31,050円 | 0円 | 30,000円 | 15,000円 | 0円 | 26,900円 | 13,450円 | 0円 |
| C6 | 市町村民税の所得割の課税額が397,000円以上である世帯           | 69,300円 | 34,650円 | 0円 | 33,200円 | 16,600円 | 0円 | 28,100円 | 14,050円 | 0円 |

備考 「一人親世帯等」とは、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合における当該世帯をいう。

別表第3（第3条関係）

| 支給認定子どもに係る支給認定保護者の属する世帯の<br>階層区分 |                                                  | 保育料   |            |                         |     |            |                         |       |            |                         |
|----------------------------------|--------------------------------------------------|-------|------------|-------------------------|-----|------------|-------------------------|-------|------------|-------------------------|
|                                  |                                                  | 3歳未満児 |            |                         | 3歳児 |            |                         | 4歳以上児 |            |                         |
|                                  |                                                  | 基準額   | 2人目<br>適用額 | 3人目<br>以降適<br>以降適<br>用額 | 基準額 | 2人目<br>適用額 | 3人目<br>以降適<br>以降適<br>用額 | 基準額   | 2人目<br>適用額 | 3人目<br>以降適<br>以降適<br>用額 |
| A                                | 生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等<br>の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 | 0円    | 0円         | 0円                      | 0円  | 0円         | 0円                      | 0円    | 0円         | 0円                      |

| 層           | 法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律<br>による支援給付受給世帯         |     |                                                    |         |         |    |    |    |    |    |         |         |    |    |    |    |    |    |
|-------------|-----------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------|---------|---------|----|----|----|----|----|---------|---------|----|----|----|----|----|----|
|             | 市町村民税が<br>非課税となる<br>世帯（A階層<br>に属する世帯<br>を除く。） | B   | 一人親世帯等<br>その他                                      | 0円      | 0円      | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |         |         |    |    |    |    |    |    |
| B<br>階<br>層 |                                               |     |                                                    | 0円      | 0円      | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |         |         |    |    |    | 0円 | 0円 | 0円 |
|             |                                               |     |                                                    | 5,900円  | 0円      | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 4,100円  | 4,100円  | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
|             |                                               |     |                                                    | 6,600円  | 0円      | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 5,400円  | 5,400円  | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
|             |                                               |     |                                                    | 13,200円 | 6,600円  | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 10,800円 | 10,800円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| C<br>階<br>層 | 市町村民税が<br>課税される世<br>帯（A階層に<br>属する世帯を<br>除く。）  | C 1 | 一人親世<br>帯等                                         | 6,600円  | 0円      | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 5,400円  | 5,400円  | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
|             |                                               |     | その他                                                | 13,200円 | 6,600円  | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 10,800円 | 10,800円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
|             |                                               |     | 市町村民税の<br>所得割の課税<br>額が48,600円未満で<br>ある世帯           | 6,600円  | 0円      | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 5,400円  | 5,400円  | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
|             |                                               |     | 市町村民<br>税の所得<br>割の課税<br>額が77,000円<br>未満である世<br>帯   | 6,600円  | 0円      | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 5,400円  | 5,400円  | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
|             |                                               | C 2 | 市町村民<br>税の所得<br>割の課税<br>額が77,000円<br>未満である世<br>帯   | 22,200円 | 11,100円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 17,700円 | 17,700円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
|             |                                               |     | 市町村民<br>税の所得<br>割の課税<br>額が77,000円<br>未満である世<br>帯   | 22,200円 | 11,100円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 17,700円 | 17,700円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
|             |                                               |     | 市町村民<br>税の所得<br>割の課税<br>額が77,000円<br>未満である世<br>帯   | 22,200円 | 11,100円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 17,700円 | 17,700円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
|             |                                               |     | 市町村民<br>税の所得<br>割の課税<br>額が77,000円<br>未満である世<br>帯   | 22,200円 | 11,100円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 17,700円 | 17,700円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
|             |                                               | C 3 | 市町村民税の所得割の課<br>税額が97,000円以<br>上169,000円未満<br>である世帯 | 35,900円 | 17,950円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 24,900円 | 24,900円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
|             |                                               |     | 市町村民税の所得割の課<br>税額が97,000円以<br>上169,000円未満<br>である世帯 | 35,900円 | 17,950円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 24,900円 | 24,900円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
|             |                                               |     | 市町村民税の所得割の課<br>税額が97,000円以<br>上169,000円未満<br>である世帯 | 35,900円 | 17,950円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 24,900円 | 24,900円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
|             |                                               |     | 市町村民税の所得割の課<br>税額が97,000円以<br>上169,000円未満<br>である世帯 | 35,900円 | 17,950円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 24,900円 | 24,900円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
|             |                                               | C 4 | 市町村民税の所得割の課<br>税額が97,000円以<br>上169,000円未満<br>である世帯 | 50,000円 | 25,000円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 28,000円 | 28,000円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
|             |                                               |     | 市町村民税の所得割の課<br>税額が97,000円以<br>上169,000円未満<br>である世帯 | 50,000円 | 25,000円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 28,000円 | 28,000円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
|             |                                               |     | 市町村民税の所得割の課<br>税額が97,000円以<br>上169,000円未満<br>である世帯 | 50,000円 | 25,000円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 28,000円 | 28,000円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
|             |                                               |     | 市町村民税の所得割の課<br>税額が97,000円以<br>上169,000円未満<br>である世帯 | 50,000円 | 25,000円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 28,000円 | 28,000円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |

|    |                                                     |                 |                 |    |                 |                 |    |                 |                 |    |
|----|-----------------------------------------------------|-----------------|-----------------|----|-----------------|-----------------|----|-----------------|-----------------|----|
|    | 税額が169,000円<br>以上301,000円未<br>満である世帯                | 600<br>円        | 300<br>円        | 0円 | 500<br>円        | 250<br>円        | 0円 | 500<br>円        | 750<br>円        |    |
| C5 | 市町村民税の所得割の課<br>税額が301,000円<br>以上397,000円未<br>満である世帯 | 61,<br>000<br>円 | 30,<br>500<br>円 | 0円 | 29,<br>500<br>円 | 14,<br>750<br>円 | 0円 | 26,<br>400<br>円 | 13,<br>200<br>円 | 0円 |
| C6 | 市町村民税の所得割の課<br>税額が397,000円<br>以上である世帯               | 68,<br>100<br>円 | 34,<br>050<br>円 | 0円 | 32,<br>600<br>円 | 16,<br>300<br>円 | 0円 | 27,<br>600<br>円 | 13,<br>800<br>円 | 0円 |

備考「一人親世帯等」とは、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合における当該世帯をいう。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1から別表第3までの規定は、この規則の施行の日以後に受ける特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育及び特定地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）に係る保育料について適用し、同日前に受けた特定教育・保育等に係る保育料については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

#### 宇治市規則第18号

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年宇治市規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 夜間対応型訪問介護（第10条—第13条）」を「第3章 夜間対応型訪問介護（第10条—第13条）」

#### 第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 指定地域密着型通所介護（第13条の2—第13条の8）

第2節 指定療養通所介護（第13条の9—第13条の13）

に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

#### 第3章の2 地域密着型通所介護

##### 第1節 指定地域密着型通所介護

（従業者の員数）

第13条の2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

- (1) 管理者 1
- (2) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (4) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則

第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして本市が定めるものに限る。）に係る法第115条の45の5第1項に規定する指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下次条において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(5) 機能訓練指導員 1以上

（生活相談員、看護職員及び介護職員の配置基準）

第13条の3 指定地域密着型通所介護事業所の利用定員が10人以下である場合にあっては、前条の規定にかかわらず、看護職員及び同条第4号に規定する介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に当該看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、前条第4号に規定する介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第5項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。

3 前条及び第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができる。

4 前条第2号から第5号まで及び前3項に規定する指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

5 前条第2号に規定する生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

（機能訓練指導員の配置基準）

第13条の4 第13条の2第5号に規定する機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができる。

（設備）

第13条の5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所に次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たす設備を設けなければならない。

- (1) 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

- (2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

（利用料等の受領）

第13条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、条例第57条の19において準用する条例第20条第1項及び第2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受

けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であつて利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常地域密着型通所介護に係る地域密着型通所介護サービス費用基準額を超える費用

- (3) 食事の提供に要する費用

- (4) おむつ代

- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

2 前項第3号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによる。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、第1項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（従業者の員数等の基準の特例）

第13条の7 指定地域密着型通所介護事業者が第13条の2第4号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、本市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもつて、同条第2号から第5号まで、第13条の3及び第13条の4に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

2 指定地域密着型通所介護事業者が第13条の2第4号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、本市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもつて、条例第57条の4第1項及び第2項並びに第13条の5に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第13条の8 第4条及び第7条の規定は、指定地域密着型通所介護事業者について準用する。この場合において、第4条中「前条第1号」とあるのは「第13条の2第1号」と、第7条中「条例第8条第2項」とあるのは「条例第57条の19において準用する条例第8条第2項」と読み替えるものとする。

第2節 指定療養通所介護

（従業者の員数）

第13条の9 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

- (1) 管理者 1

- (2) 看護職員又は介護職員 利用者の数が1.5に対し、指定療養通所介護を提供する時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上

（管理者の配置基準）

第13条の10 前条第1号に規定する管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。



2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

（看護職員及び介護職員の配置基準）

第13条の11 看護職員又は介護職員のうち1人以上は、常勤の看護師であつて専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

（設備）

第13条の12 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所に指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋（当該部屋の面積が6.4平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であるものに限る。）を設けなければならない。

（準用）

第13条の13 第13条の6（第1項第2号を除く。）の規定は、指定療養通所介護事業者について準用する。この場合において、第13条の6第1項中「条例第57条の19」とあるのは、「条例第57条の36」と読み替えるものとする。

第17条及び第18条を次のように改める。

第17条及び第18条 削除

第20条を次のように改める。

第20条 削除

第21条第1項口「第17条」を「次条第2項において読み替えて準用する第13条の4」に改め、同条第2項中「、第18条」を「、次条第2項において準用する第13条の5」に改める。

第22条第1項前段中「第7条」を「第7条及び第13条の6」に改め、同項後段口「、同条」を「、第7条」に、「読み替える」を「、第13条の6第1項中「条例第57条の19」とあるのは「条例第77条」と読み替える」に改め、同条第2項前段中「第15条」を「第13条の4、第15条」に、「、第17条及び前条」を「及び前条第1項」に改め、同項後段中「場合において」を「場合において、第13条の4中「第13条の2第5号」とあるのは「第19条第4号」と」に改め、「、第17条中「第14条第4号」とあるのは「第19条第4号」と」を削り、「読み替える」を「、次条第2項」とあるのは「次条第3項」と読み替える」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第13条の4及び第13条の5の規定は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者について準用する。この場合において、第13条の4中「第13条の2第5号」とあるのは、「第14条第4号」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

2 宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年宇治市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第17条」を「第22条第2項において読み替えて準用する第13条の4」に改め、同条第2項中「第18条」を「第22条第2項において準用する第13条の5」に改める。

第12条後段口「第17条」を「第22条第2項において読み替えて準用する第13条の4」に、「第22条第2項」を「第22条第3項」に、「第15条」を「第13条の4、第15条」に、「、第17条及び第21条」を「及び第21条第1項」に

改める。

（揭示済）

宇治市善法・河原児童センター規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

#### 宇治市規則第19号

宇治市善法・河原児童センター規則の一部を改正する規則

宇治市善法・河原児童センター規則（昭和60年宇治市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号列記以外の部分中「とおり」を「日」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 日曜日

第2条第3項中「必要」を「必要がある」に改める。

別記様式第1号口「様」を「宛て」に、「、名称及び代表者名」を「、代表者の住所及び氏名」に、「電話番号」を「団体の所在地」に改める。

団体の名称

電話番号

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（揭示済）



#### 宇治市告示第58号

宇治市有料公園及び有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について

平成29年4月1日付けで、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、黄檗公園、西宇治公園、東山公園及び宇治市植物公園の使用料の徴収事務を、次の私人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成29年5月12日

宇治市長 山本 正

所在地 宇治市広野町八軒屋谷25番地の1

名 称 公益財団法人 宇治市公園公社

代表者 理事長 吉田 博宣

#### 宇治市告示第59号

宇治市総合野外活動センターの使用料の徴収事務の委託について

平成29年4月1日付けで、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宇治市総合野外活動センターの使用料の徴収事務を、次の私人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成29年5月12日

宇治市長 山本 正

所在地 宇治市西笠取辻出川西1番地

名 称 公益財団法人 宇治市野外活動センター

代表者 代表理事 杉本 厚夫



## 宇治市告示第60号

宇治市文化会館の使用料の徴収事務の委託について

平成29年4月1日付けで、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宇治市文化会館の使用料の徴収事務を、次の私人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成29年5月12日

宇治市長 山本 正

所在地 宇治市折居台一丁目1番地

名 称 公益財団法人 宇治市文化センター

代表者 理事長 土屋 炎

## 宇治市告示第61号

宇治市巨椋ふれあい運動ひろばの使用料の徴収事務の委託について

平成29年4月1日付けで、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宇治市巨椋ふれあい運動ひろばの使用料の徴収事務を、次の私人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成29年5月12日

宇治市長 山本 正

所在地 宇治市広野町八軒屋谷25番地の1

名 称 公益財団法人 宇治市公園公社

代表者 理事長 吉田 博宣

## 宇治市告示第62号

宇治市国民健康保険被保険者証の無効について

次の国民健康保険被保険者証を無効としたので告示します。

平成29年5月12日

宇治市長 山本 正

|               |            |
|---------------|------------|
| 1 保険者番号       | 260059     |
| 2 被保険者証の記号    | 宇5011      |
| 3 被保険者証の番号    | 0420       |
| 4 被保険者証の資格取得日 | 平成28年2月1日  |
| 5 被保険者証の交付日   | 平成28年3月9日  |
| 6 無効とする日      | 平成29年4月17日 |
| 7 理由          | 紛失         |

## 宇治市告示第63号

分任出納員に対する事務委任について

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）第141条の2第2項の規定により、次の者を分任出納員に任命し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、事務を委任したので告示します。

平成29年5月12日

宇治市長 山本 正

(分任出納員に対する委任)

| 委 任 事 務        | 委 任 を 受 け た 者 |       | 委 任 年 月 日 |
|----------------|---------------|-------|-----------|
|                | 所 属           | 氏 名   |           |
| 所管に係る現金の収納及び保管 | 国民健康保険課       | 槌田 恵美 | 平成29年4月1日 |
| 所管に係る現金の収納及び保管 | ごみ減量推進課       | 妹尾 浩伸 | 平成29年4月1日 |

教 育 委 員 会

宇治市善法・河原教育集会所規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市教育委員会

委員長 加賀爪 毅

## 宇治市教育委員会規則第1号

宇治市善法・河原教育集会所規則の一部を改正する規則

宇治市善法・河原教育集会所規則（昭和60年宇治市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号列記以外の部分中「とおり」を「日」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 日曜日

第2条第3項中「必要」を「必要がある」に改める。

別記様式第1号ロ「 様」を「宛て」に、「、名称及び代表者名」を「、代表者の住所及び氏名」に、「電話番号」を「団体の所在地」に改める。

団体の名称

電話番号

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(掲示済)

## 宇治市教育委員会告示第12号

公印の新調及び廃止について

宇治市教育委員会公印規則（昭和50年宇治市教育委員会規則第2号）第6条第1項の規定により、次のとおり公印を新調し、及び廃止したので、同条第2項の規定により告示します。

平成29年4月24日

宇治市教育委員会

委員長 加賀爪 毅

新調

| 公印の名称            | 使用区分               | 使用開始年月日    | 印影                                                                                    |
|------------------|--------------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 京都府宇治市立菟道小学校校長之印 | 菟道小学校校長の名をもつて発する文書 | 平成29年4月27日 |  |

廃止

| 公印の名称            | 使用区分               | 使用廃止年月日    | 印影                                                                                    |
|------------------|--------------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 京都府宇治市立菟道小学校校長之印 | 菟道小学校校長の名をもつて発する文書 | 平成29年4月27日 |  |

(掲示済)

正 誤

2016年（平成28年）1月22日付け宇治市公報第2086号中

| ページ | 欄 | 誤               | 正               |
|-----|---|-----------------|-----------------|
| 14  | 左 | 保育支援課保育所所係長及び係員 | 保育支援課保育支援係長及び係員 |

2016年（平成28年）4月8日付け宇治市公報第2097号中

| ページ | 欄 | 行          | 誤    | 正    |
|-----|---|------------|------|------|
| 2   | 左 | 下から<br>1行目 | 定期監査 | 随時監査 |